

令和7年度越境EC参入支援事業 出品者募集要項

1 事業案内

近年、日本国内の消費人口が減少傾向にある中、国内企業の新たな販路として、越境EC（※）が注目されています。越境ECの世界的な市場規模は、2030年に約1,190兆円に達すると予測されており、今後更に拡大するマーケットです。

群馬県では、海外展開を目指す県内企業を対象に、越境ECを活用した海外への販路拡大を支援します。本事業では、テストマーケティングや専門家によるコンサルティングを通じて、越境ECを活用した海外での本格販売を行います。この機会に海外ビジネスへ挑戦したいという企業を募集いたしますので、ぜひご応募ください。

なお、本事業の運営は、株式会社JTB〔令和7年度越境EC参入支援事業業務委託事業者〕（以下、「JTB」という。）が行います。

（※）インターネットを通じた、国際的な電子商取引で、企業が自社の商品を自社サイトやECモールなどを通じて、海外の消費者に販売すること。ECとは”electronic commerce”（エレクトロニックコマース=電子商取引）の略称。

2 本事業の概要

本事業はJTBの運営により、越境ECモール出品代行支援、インバウンド向けテストマーケティング、越境EC専門家によるフォローアップ支援の提供を行うものです。

募集対象商品

・募集数：10社程度（原則、1社1商品まで）

※既に国内にてECの基盤がある企業・個人事業主が対象となります。

・対象商品：県内企業の自社製品

※申込時に提出いただいた商品情報を参考に運営事業者において、参加事業者を選考させていただきます。

※出品が可能な事業者につきましては4「応募要件」をご確認ください。

出品対象商品	出品者が企画・販売する自社製品（製造のみ外部委託も可）
	（例）工業製品、日用雑貨、アウトドア用品、食品、伝統工芸品、ファッション、ホビー、美容・コスメ、電子機器、文房具、アクセサリ、楽器類、ベビー用品等 ※食品は、消費期限が発送から90日以上かつ常温保存可能な商品にて承ります。

※取り扱いができない商品

- ・医薬品、医療機器
- ・動植物、土壌

- ・万国共通の禁制品に指定されている商品
- ・効果等に具体的な根拠のない商品
- ・公序良俗に反する商品
- ・不正な手段で取得した商品
- ・著作権や商標権などの他人の権利を侵害する商品
- ・日本を含め各国の法令に違反しているか、その可能性がある商品
- ・国際条約や協定で輸出入が禁止されている商品
- ・その他、群馬県又は JTB が不適当と判断した商品

3 当該事業における支援内容について

下記の越境 EC モール内において、商品の出品や販売に係る事務を代行します。

越境 EC を利用しての販売が未経験の方でも JTB が出品を支援します。

(1) 出品先について

ア 出品する越境 EC モール

【基本の出品先】越境 EC モール「Buyee」

【連携先】Buyee 内ストア「47storey」

イ 出品支援期間（準備期間を含む）は令和 7 年 8 月（順次）から令和 8 年 2 月までを予定しています※本事業終了後も継続して同ストア内にて商品の販売をいただけます。

ウ サイト内の表示言語は Buyee の提供する自動翻訳にて行うこととします。

（※原則、約 20 言語にて自動翻訳対応致します。※英語・繁体字・簡体字は翻訳内容について別途指定いただけます）

(2) テストマーケティングについて

EC モールのみならず難波観光案内所でのスモール催事実施を期間中に予定しています。

(3) 越境 EC 専門家による支援について

ア 出品商品に関するアドバイスや顧客からの問い合わせ対応等について、個別相談を通じて越境 EC 専門家による助言を行います。

イ 出品開始後の一定期間経過後、出品者に対して出品商品についての海外の反応や傾向についてフィードバックを行い、販売戦略コンサルティング面談を行います。

ウ 出品期間終了後、越境 EC 専門家による出品商品についてのフィードバックを行うとともに、今後の方針等について助言を行います。

(4) 管理運営・販売方法について

ア 販売形式は代理購入販売方式とし、海外から注文を受け次第、都度参画事業者様の国内 EC にて商品を注文させていただき、注文ごとに通常どおり国内住所（倉庫）へ配送いただく方式とします。

イ 購入者や購入希望者からの基本的な問い合わせ窓口対応については JTB が代行します。一方、商品に関する質問や意見があった場合には都度事業者様へ翻訳の上お伺いいたし

ますので、速やかにご返信いただきますようご協力ください。

ウ 先述したとおり、越境 EC モールを通じて海外消費者より注文が入った際、事業者様の国内の EC サイトに訪れ、海外消費者の代理にて商品注文・決済を行います。注文があった商品を国内住所（倉庫）まで速やかに発送してください。

エ 発送する国・地域の法律により販売が出来ない商品等がございます。事前に JTB にて確認の上ご連絡を差し上げますので、出店条件をご確認の上お申込みください。

オ 事業者が国内倉庫へ発送した商品について、国内倉庫にて国際配送に適した梱包、インボイス作成、伝票作成の貼付を行い、海外消費者への配送処理を行います。

カ 販売成約できた商品は、事業者様の国内 EC サイトの売り上げとして計上されます。

（５）費用負担について

出品者にご負担いただく費用は、以下の表のとおりです。

出品事業者負担金	3 万円
----------	------

【参考】出品する越境 EC モール「Buyee」について

Buyee を運営する BEENOS グループ実績

- ・年間流通総額 706 億円
- ・国内配送件数 900 万回以上
- ・世界 115 の国と地域へサービス展開
- ・478 万以上の日本ファンを保有

＜Buyee を使う理由＞

▶幅広い国、エリアでテストマーケティング可能

世界 115 カ国での販売が可能と対象エリアを絞り込み過ぎずに
テストマーケティング後の本格販売においても活用が可能。

▶コスト的・業務的負担なく事業者様が中長期的に越境 EC に取組可能

初期費用・運用費用・販売手数料等不要で、言語・決済・海外配送・カスタマーサポートも無料代行で、事業者が事業終了後も越境 EC に負担なく取組が可能。

4 応募要件

出品事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とします。ただし、群馬県が出品事業者として適当ではないと認める場合は、この限りではありません。

- （１）海外市場に積極的に展開する意欲があり、群馬県が事業効果を把握するために実施する各種調査に協力できる事業者等であること。
- （２）応募する商品を自ら企画・製造（製造のみ外部委託も可）し、自社商品として販売していること（商品、パッケージ、マニュアル等に販売元として、自社名が表示されていること）。
- （３）越境 EC に適した消費者向けの商品を有していること。
- （４）既に国内 EC を所持していること。

- (5) 応募する商品について、他社の権利を侵害するものではないこと。
- (6) 特設サイトにおける掲載内容に関して、群馬県は責任を負わず、必ず JTB との間で協議の上各社出品ページの公開・改修等を行うことを了承すること。
- (7) 役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

5 応募方法

- (1) 出品申込の申請

以下の入力フォームより、出品申込の申請をしてください。

【申請フォーム】

<https://forms.office.com/r/cysRH3vssJ>

【二次元バーコード】



- (2) 受付期間

令和 7 年 7 月 4 日（金）～7 月 25 日（金）17 時まで（必着）

- (3) お問い合わせ先

運営事業者・株式会社 JTB [令和 7 年度越境 EC 参入支援事業業務委託事業者]

TEL 080-8083-5760 E-mail t_abe001@jtb.com

事業所管・群馬県 産業経済部 地域企業支援課 マーケティング支援係

TEL 027-226-3359 E-mail mktg@pref.gunma.lg.jp

6 事業スケジュール（予定）

令和 7 年 7 月 18 日（金）	越境 EC 事業説明会 ※オンライン開催。
7 月 25 日（金）	出品者募集締切
8 月 4 日（月）～8 月 15 日（金）	出品者決定および越境 EC 専門家によるオンライン面談
8 月～2 月	越境 EC モール出品代行支援による出品（準備含む）

	※出品開始後一定期間経過後に出品者へ販売戦略コンサルティングを実施
令和8年3月	最終報告会

7 その他

- (1) 申請内容に不備や、疑義がある場合など、再申請・追加提出を求めることがあります。
- (2) 円滑な事業運営のため、申請いただいた情報や、必要に応じてご提供いただく情報は、JTБの本事業における提携企業に提供します。また、群馬県は、施策及びこれに関連する各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

越境 EC 参入支援事業出品募集要項等に関する規約

1 基本条件

(1) お申込の時点で「令和 7 年度越境 EC 参入支援事業 出品募集要項」及び本規約の内容について遵守することに同意したものとします。

(2) 出品者は、商品の申請内容のうち、商品の特徴や企業活動等に関する内容について、群馬県及び運営事業者・株式会社 JTB〔群馬県令和 7 年度越境 EC 参入支援事業業務委託事業者〕(以下、「JTB」という。)がパンフレット、ホームページ等に記載することに同意したものとします。

2 応募条件

以下をご了承の上、ご応募ください。

- (1) 既に国内 EC サイトにて対象商品の掲載があること
- (2) 商品登録に必要な情報(商品名や価格、画像、説明など)を提供いただけること
- (3) テストマーケティング実施に必要な情報等を提供すること
- (4) 群馬県及び JTB が成果把握のために実施するアンケートやヒアリングに協力いただけること
- (5) 販売期間中のプロモーション活動(メルマガ配信によるデジタルクーポン配布等)やインバウンド向けテストマーケティング施策(大阪：難波観光案内所でのスモール催事)に積極的に参加をすること
- (6) 企業名が特定できない形式での本事業結果概要の公表に同意いただけること

3 出品商品の選考

申込時に提出いただいた商品情報を参考に群馬県および運営事業者において、参加事業者を選考させていただきます。

4 出品承認後の支援取消し

出品の承認後、申込内容に偽りや瑕疵等その他出品にあたって当該事業に悪影響を及ぼすと群馬県、JTB、連携先の EC モールが判断した場合、越境 EC モールへの掲載やプロモーション活動、テストマーケティング施策等において、商品に関する一切の支援について取消しをする場合があります。

なお、取消しにかかる一切の損害について、群馬県は責任を負いません。

5 費用負担

次の費用は出品者の負担になります。

- ・出品事業者負担金(3万円)

6 諸条件の調整

- (1) 商品登録や販売にあたっての諸条件は、JTB と出品者間で調整いただきます。
プロモーション事業やテストマーケティング施策を行うにあたり、試供用等に商品の無償提供・無償貸与をご相談する可能性がありますのでご協力をお願いいたします。
- (2) 各出品者に割り当てられた越境 EC モールの掲載枠及びプロモーション支援の権利

について全部又は一部を第三者に譲渡することはできません。

7 出品に関すること

- (1) 出品者は、本格販売支援において商品登録フォームに記載した商品にて海外展開を行うこととします。商品登録フォームにご記入いただいた内容は、越境 EC モール等の商品ページ作成や購入代行の際に使用する基礎データとして使用いたしますので、間違いのないよう入力してください。内容の変更については、都度 JTB に相談するようにしてください。
- (2) 商品の海外での販売価格については、国内 EC サイト販売価格に準じます。
販売価格に関する相談は、都度 JTB に相談するようにしてください。
- (3) 国内倉庫配送時において、異なる商品や色違いの商品等を梱包した場合は、追って返品処理についてご連絡させていただく場合がございます。悪しからずご了承ください。
- (4) 出品方法、商品登録手法については群馬県及び JTB の指示に従うこととします。

8 免責事項

- (1) 本事業は、JTB が指定する条件にて、越境 EC モール及び連携する EC モールにおける販売を事業期間中本格サポートさせていただく事業です。事業終了後についても継続して商品を販売いただくことが可能です。なお、全体事業スキームが変更になる場合があります。
- (2) 本事業において商品に起因、又はその他これに関連して生じた、若しくは生じたものと主張された傷害、死亡及び物的損害によるあらゆる損失、損害について、群馬県は責任を負いません。
- (3) 本事業にて、出品者や購入者が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、群馬県はその責任を負いません。
- (4) 商品の紛失、破損、破棄、傷み等によって商品を販売できなくなった場合、群馬県はその責任を負いません。
- (5) 天災、現地の政情その他群馬県の責任に帰する事のできない事由により本事業の一部又は全部を中止せざるを得ない場合は、群馬県は出品申込受領後であっても、本事業の一部又は全部を変更また中止することがあります。その際、海外消費者にお支払いいただいた出品商品代金、商品の返品、その他経費・損害を群馬県は補償しません。